

IIPS Quarterly

Institute for International Policy Studies

Contents

Volume 4 Number 3

● 卷頭論文

「尖閣諸島をめぐる言説と歴史」川島 真

● 政策研究

「新たなエネルギー社会への移行—歐州での省エネ・再生可能エネルギー普及への取組み—」清水幹彦

「サイバー戦争の危機：攻撃の実態と防御」大澤 淳

「日本の製造業のゆくえ“Made in Japanへのこだわりで勝ちぬけるのか？”」国分克悦

● 研究所ニュース

「第9回 中曾根康弘賞 授賞式」「日米中ハイレベル トランク1.5対話」

「日韓対話」「第8回北東アジア三カ国官民対話(8th TDNA)」

会長挨拶

世界平和研究所会長 中曾根康弘

7月21日の参院選では、安倍首相率いる自民党が圧倒的ともいえる議席を確保し、勝利を収めました。

いわゆる、「ねじれ国会」を解消した、まさにこれからが、「アベノミクス」と呼ばれる成長戦略や、外交、安全保障、財政再建といった、日本を取り巻く諸懸案に着手していく正念場を迎えているといえるでしょう。

このような中で、本格的な政権を確立していくためには、短期的な対処療法だけでなく、国策の長期的理念や主張を強く持って訴え、国内外に対して説得していく姿勢が求められています。

昨今の国際社会において、日本の存在がかすみつつあるという不安を感じておられる方は少なくないことでしょう。このような日本の現状を打破すべく、政治・経済・社会に関わる重大な課題を考察・研究し、具体的な政策を世に発信してまいりたいと存じます。

引き続きご支援ご協力の程、お願い申し上げます。



公益財団法人 世界平和研究所

IIPS

卷頭論文

尖閣諸島をめぐる 言説と歴史

東京大学准教授・上席研究員

川島 真

尖閣諸島をめぐる問題は、2008年12月8日の中国側の突然の公船派遣、そして日本の所謂「国有化」を経て次第に「言論戦」の様相を呈して来ている。日中双方において様々な「事実」が指摘され、議論がなされている。ここでは、日中双方の公式な言説における主張の内容、根拠を整理した上で、実際にこの「問題」がいかに生じたのかという、歴史的な経緯を公開されている史料に依拠しながら述べてみたい。

1. 尖閣諸島問題をめぐる言説空間

—中国における歴史認識—

■中国の1971年声明

尖閣諸島領有をめぐる日中間の主張は異なっている。簡潔に言えば、中国は尖閣諸島を台湾の附属島嶼だといい、日本は沖縄、あるいは南西諸島の一部だと主張している。

中華人民共和国の基本的な立場は、1971年12月30日に『人民日報』に掲載された「中華人民共和国外交部声明」に記されている。これは、アメリカの信託統治下にあった沖縄を日本に返還するに際して、その返還の範囲に尖閣諸島を含めたことを「中国の領土主権に対する明確で大胆な挑戦」とするものである。そして、尖閣諸島について次のように述べる。「釣魚島などの島嶼は、古より中国の領土である。これらの島々は、早くも明代に既に中国の海防区域に入っているように、中国の台湾の附属島嶼であり、現在は沖縄と称されている琉球に属するのではない。中国と琉球のこの地域での境界線は赤尾嶼と久米島の間にある。中国と台湾の

漁民は長い間釣魚島などの島嶼で生産活動に従事してきた。日本政府は、日清戦争中にこれらの島嶼を窃取し、1895年4月に清政府に迫って「台湾およびそれに附屬するあらゆる島嶼」と澎湖諸島を割譲する不平等条約、下関条約を締結させた。」これは、日本が尖閣諸島を閣議決定で領有化した行為を不法だと主張するものである。そして、アメリカが信託統治を実施した沖縄に尖閣諸島を含めたことに抗議し、「中華人民共和国が成立して間もない1950年6月28日、周恩来外務大臣が中国政府を代表し、アメリカ帝国主義が第七艦隊を派遣して台湾と台湾海峡を侵略したことを譴責し、中国人民の「台湾といっさいの中国に附屬する領土」を回復する中国人民の決意を厳正に声明した」とする。結論としては、「中華人民共和国外交部は、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などの島嶼は、台湾に附屬する島嶼であることを厳正に声明する。それらは台湾と一緒に、古より中国の領土の不可分な一部分である。米日両国政府は沖縄の「返還」協定において、わが国の釣魚島などの島嶼を「返還地域」に含めていることは非合法であり、中華人民共和国の釣魚島などの島嶼に対する領土主権を変えられるものではない。中国人民は必ずや台湾を解放する。中国人民は必ず釣魚島などの台湾の附属島嶼を回復する」となっている。要するに、尖閣問題は当初、台湾問題と深く関連づけられていたのである。

また、中華人民共和国の論理が、日本の井上清の言論と深く関わっていたことが知られている。この点も留意を要する。その著書である井上の著書『「尖閣」列島—釣魚諸島の史的解明』(現代評論社、1972年)の執筆の経緯等も改めて検討する必要があろう。

■日本政府の主張

日本政府の主張は、中国側の論理と異なる。もちろん、領土問題の存在は認めていないのが前提だが、領有の根拠などが外務省のウェブサイトなどで明確に記されている。そこでは、まず「1952年4月発効のサンフランシスコ平和条約において、尖閣諸島は、同条約第二条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず」とされたというように、まずは中国側の主張に反駁している。また、尖閣諸島がサンフランシスコ講和条約の第三条に基づいて南西諸島の一部としてアメリカの統治下に置かれ、1972年5月発効の「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(沖縄返還協定)」によって施政権が返還された地域に、尖閣

諸島が含まれている、としている。日本はサンフランシスコ講和条約や日米間の取り決めに、その領有の根拠を見いだしている。

また、尖閣諸島が南西諸島の一部を構成しているという点については、1885年以来、政府が再三にわたって現地調査をおこなって、これが無人島であるだけでなく、清の支配地でないことを「慎重に」確認した上で、1895年1月14日に閣議決定をおこなって領土に編入したとしている。

なお、日本側は中国や台湾が1968年のECAFEの調査によって尖閣周辺の石油の埋蔵の可能性が指摘された後になって、領有の主張をおこなったと指摘している。

■尖閣諸島問題をめぐる日中台間の議論

尖閣諸島をめぐる問題については、昨今の多くの議論がある。中国側からは、中国が明代から尖閣諸島を領有しているとか、日本の言う「無主地」確認のプロセスが誤りであるとか、1895年の日清戦争の末期に日本がこれらの島々を「窃取」し、中国に対して不平等条約（下関条約）の締結を強いて、「これらの島々を含む関連する領土を日本に割譲させた」ものを、依然として占拠しているのだから、第二次大戦関連のカイロ宣言やポツダム宣言に対する挑戦、すなわち日本が戦後体制に挑戦しているなどといった主張もある。これらは1971年宣言に沿っている様でありながら、「戦後体制への挑戦」などといった議論は新しい。

また、中国側でこの問題の「専門家」として知られる劉江永の「釣魚島屬於中国固有領土」（『光明日報』、2012年9月25日）などでは、日中間で「棚上げ」という暗黙の合意があったはずなのに、日本が一方的にそれを反古にした、といった議論であるとか、「実際には沖縄はもともと日本の固有の領土ではなく、独立していた琉球王国であった。そして、釣魚島はその琉球の範囲にさえ入っていないのだから、日本の固有の領土などと言えるはずがないだろう」といった議論も見られる。昨今、『人民日報』にも沖縄をめぐる言論が掲載されたが、議論は次第に拡散しつつある。実際のところ、清が尖閣について領土の主張を日本にしたことはない。

台湾における、あるいは台湾から発信される議論も盛んである。'The Inconvenient Truth Behind the Diaoyu/Senkaku Islands', New York Times, Opinion Pages, by HAN-YI SHAW/邵漢儀（台湾・国立政治大学研究員），Sep.19.2012.などは、相當に誤謬を含む論考であるが、重要なメディアに掲載されることにより、人口に膾炙

している。台湾政府の公式な言論においても、尖閣諸島が台湾に附属する島であるとして領有を主張している。その論理の大枠の構造は中国側に似ているが、日本の1895年の閣議決定を「国際法的に無効」としていたり、台湾の場合、サンフランシスコ講和条約、あるいはアメリカによる信託統治それ自体を無効であるとは言わないのだが、日本の沖縄に対する潜在主権それ自体を認めていなかったという経緯を有する。

以上のように、尖閣諸島をめぐる問題については、それぞれの「当事者」がそれぞれの主張を展開し、その歴史的根拠を挙げている。これらは現在の政府の主張であるが、果たして歴史的な経緯は実際にどのようなものであったか。昨今、メディアでしばしば「史料が発掘された」などといった報道があるが、果たしてどのような史料があり、どのようなことが言えるのか。次に、紙幅の都合で多くのことが述べられてないが、主に中華民国（台湾）側の外交文書や蒋介石日記の内容について紹介したい。なぜなら、そもそもこの問題は日本と中華民国の間で発生し、それがちょうど日本が中華民国から中華人民共和国への承認を変更する、いわゆる「日中國交正常化」の時期に重なっていたため、また台湾統一を中華人民共和国が国是としていたために、結果的に日本と中華人民共和国の関係の中に位置づけられるようになっていたからである。

2.史料の中の尖閣諸島問題

■サンフランシスコ講和会議以前の尖閣諸島問題

尖閣諸島をめぐる問題は確かに1960年代末になって生じたと理解できる。無論、1943年のカイロ会談をはじめ戦時中から琉球の処遇が議論になってはいた。前述のように、現在の中国でも琉球の位置づけが議論されるようになっている。だが、カイロ会談の場でルーズベルトが蒋介石に対して「琉球群島がいるかどうか再三聞いてきた」と述べたという点はその会議記録に関する史料批判が必要だ。なぜなら、1956年11月末にアメリカから会議録について台北の中華民国に内容照会があり、その際に「いかに処置すべきか」が「琉球群島がいるかどうか」に、また「再三」が加えられるなど、修正が加えられているからである。手を入れた一人は蒋介石その人である。この会議記録の形成過程を明確にしなければ議論はできないだろう。

また、1951年に開かれたサンフランシスコ講和会議締結に向けての過程においても尖閣諸島は小さいながら一つの論点

ではあった。日本政府は、この段階で既に尖閣諸島を日本が放棄する領土に含めず、南西諸島の一部として明確に位置づけるようアメリカ政府に働きかけている。実際、それが実現することなく、日本はそれを根拠に尖閣諸島領有を正当化することになる。他方、南京にあった中華民国も、また1949年に北京で成立した中華人民共和国も尖閣諸島に留意していた。例えば、中華民国では、日本、あるいは沖縄問題に詳しい駐日代表団の張廷錚がまとめた「關於解決琉球問題之意見」という意見書では、宮古・八重山を中国領とする目標が述べられ、それが無理ならばせめて尖閣諸島を要求すべきだという内容が含まれている。この意見書が中華民国外交部に正式に採用された形跡はないし、またサンフランシスコ講和条約の内容を事前に知らされていた中華民国（1949年年末には既に台湾に遷っている）が、日本の放棄する「台湾」に尖閣諸島を含めるように働きかけた形跡もない。

1949年10月1日に成立した中華人民共和国でも尖閣諸島の問題が取り上げられた。これは日本のメディアも報道したが、1950年5月15日の文書では、尖閣諸島（尖頭諸嶼）を宮古八重山に含まれることと認識しながらも、尖閣諸島が「台湾にも甚だ近いので、台湾の一部に組み込むことはできないか研究すべきだ」としている。だが、この見解が外交部や指導者に採用された形跡はない。

1952年4月28日、サンフランシスコ講和条約が批准されたその日に、日本は台湾にある中華民国と日華条約を締結したが、その交渉過程でも尖閣諸島問題が論点として中華民国側から提起されてはいないし、また同年、琉球米軍が尖閣諸島の一部を軍の演習場にすると中華民国側に通告した際にも、中華民国側が領土問題として反論したりしてはいない。

■ 尖閣諸島周辺の台湾漁民問題

戦前、工場もあった尖閣諸島であるが、1941年からは無人島になり、45年に宮古八重山から台湾への疎開民が尖閣に漂流して数ヶ月居住したことがあるが、戦後には再び無人島となっていた。だが、尖閣諸島周辺は良好な漁場であり、宮古八重山、あるいは台湾の漁民が時には風雨を避けるために上陸することもあったようである。

だが、とりわけ1960年代になると台湾の漁船の性能が上がったことによって、尖閣諸島周辺に台湾漁船が多く来訪するようになった。だが、彼らは魚をとるだけでなく、島に上陸するようになった。その島で彼らは鳥の卵、また海芙蓉と言われる海藻を採取したのだった。彼らは数週間、あるいはひと月以上島の

上に滞在することもあったという。また、廃船の解体作業を島の上でおこなう人々まであらわれた。無論、ここまでやれば問題が大きくなる。1968年7月12日の『琉球新報』には「荒らされた海鳥天国 尖閣列島」といった記事が掲載され、「竹の筏にのつてカゴに二、三百もの卵を集めて帰る台湾漁民たち、台湾では菓子の原料に使うこと=北小島で」などとキャプションが付けられた写真が掲載されている。無論、アメリカ側も事態に対応していなかったわけではない。中華民国（台湾）の外交文書には、1950-60年代の尖閣諸島に上陸した台湾漁民をめぐる案件が数多く再録されている。そこには台湾漁民の取締強化を中華民国に要請したり、また軍事演習場ともなっている南小島に近づかないよう、注意を喚起するものとなっていた。中華民国政府は、これを台湾省政府経由で台北県や宜蘭県に送った。それに対する返答が中央政府にあげられ、アメリカ側に打診された。この迂遠のやり取りが続いたのである。もちろん、このやりとりの間、中華民国側が尖閣諸島領有問題を提起したことではない。

■ 沖縄返還問題とECAFEの調査結果

1960年代後半、まさに台湾漁民が多く尖閣諸島周辺で活動していたころ、沖縄返還問題が次第に現実味を帯びて来ていた。中華民国のスタンスは、沖縄それ自体に対する日本の潜在主権を認めず、信託統治である以上、「連合国」（国連）にてその処遇を今一度審議すべきというものだった。

上記の台湾漁民問題は沖縄で既に問題となり、1968年には日本外務省がそれに関する口上書をアメリカ経由で中華民国に突き付けたこともあるが、それに際しては日本の沖縄に対する発言権を問題としている。中華民国は、沖縄に対するアメリカの施政権も、尖閣が沖縄に含まれることにも疑義は呈していないかったが、日本の尖閣を含む沖縄に対する潜在主権を問題にしていたのである。第二次世界大戦終結前後に、中華民国はアメリカに対して沖縄の共同統治を提案して断られた経緯がある。そういったこともあり、沖縄の日本への返還については高い関心をもっていたのである。『蔣介石日記』でも、1969年11月の「上月反省録」で「日米は琉球を1972年に日本に返還すると、共同声明を発表したが、我が政府としては踏むべき手順、手続きがとられていないので、とても遺憾である旨の声明を発し、将来の琉球問題に対する権利を保留した」と記している。

他方、1966年に大陸棚に関する条約が発効し、1968年から69年にかけてECAFEの調査結果が出て、尖閣周辺に豊富な石油資源があるとの予測がたてられると事態は大きく展開す

ることになった。これは中華民国(台湾)政府においても高い関心を呼び起した。とりわけ経済部はこの海底資源開発に高い関心を示したのだった。この経済部の動きと、また保釣運動というナショナリズムに裏打ちされた運動が、事態をさらに緊張させることになった。

■「釣魚台列嶼」という名称の誕生

1970年1月14日の午後4時、台北の中華民国経済部第一会議室において「尖閣群島正名座談会」が開かれた。そこには外交部国際組織司・条約司、内政部地政司などが参加していたが、そこで大陸棚における資源問題が発生している現在、日本側が用いる「尖閣諸島」を使用し続けることは適当でないし、乾隆年間の『琉球志略』にある「釣魚台列嶼」を採用すべきだと結論を出した。この結果、直ちに呼称が凡て変わったわけではないが、少なくともその年の8月前後には公文書だけでなく、メディアも含めて「尖閣諸島」という呼称が姿を消していく。それ以前には中華民国側も「尖閣」や「尖頭」を用いていたのである。

だが、ここで留意を有するのは、中華民国政府でのコンセンサスは資源に対する主張であって、必ずしも領土ではないということだ。行政院や経済部、国防部は漁民保護を名目に尖閣諸島に建造物を置くことも検討しようとするが、外交部条約司は1970年4月の文書で、「条約、地図、また公の資料によても、我が国の所有であるとは証明できない。そのため、この群島について主権の要求をすることは難しい」と結論づけている。

同年7月、中華民国経済部は北緯27度以南の石油試掘権を、アメリカのパシフィック・ガルフ社に与えた。同社がこのことを公表すると、日本側で疑義の声があがつた。8月10日に参議院「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」でこの問題が取り上げられ、愛知揆一外務大臣が中華民国政府による試掘権付与を否定するような発言をしたのだった。以後、『蔣介石日記』にも尖閣諸島関連の記述が増え、8月16日の日記には「午前に尖閣諸島に対する処置文書を検討した」とあり、この日には何かしらの決定がなされた可能性がある。日記には「尖閣諸島の主権問題については、我が国としてそれを放棄しない」とした上で、さらに日本の沖縄に対する主権を認めないと記される。蔣介石もこのころには資源だけでなく、尖閣諸島に対する「主権」を主張する方向に転換しつつあったのである。

■「釣魚島列嶼」領有の主張

1970年9月になると、『蔣介石日記』での言論はややトーンが

落ち、9月11日には「大陸棚が我々の所有であること」を確認した上で、「主権問題を暫時提起しないこと」が述べられる。そして9月14日には、「釣魚台列島の問題について政策を策定した。甲:大陸棚はすべて我が所有権に属する。乙:釣魚島の陸地については特に争わず、また日本の所有権は承認せず、懸案事項とする」とある。この間、アメリカと中華民国との間でもやりとりがあり、アメリカが尖閣諸島も含めて沖縄を日本に返還することを確認している。ただ、アメリカも主権問題については日本と中華民国との間で解決するように求めるようになっていた。

中華民国側の資源問題は主張するが主権問題については暫時取り上げないとする方針は以後も継続したよう、1970年12月7日の『蔣介石日記』には共産党の離間政策に利用されないように主権問題は提起しない、という観点があらわれている。蔣介石が尖閣諸島をめぐって、彼自身の言う最後の決定をおこなったのは、1971年4月7日であった。ここで蔣介石は、尖閣諸島の「主権は歴史的も、地理的にも、台湾省に属する」ことを確認しつつ、最終的な所属はアメリカが決めればよく、それが日本になるなら国際司法裁判所に提起するという。ただ、これを軍事的に解決することは認められない、というのである。

これは中華民国の基本スタンスであるが、国内外で保釣運動が強まり、政府に強硬な姿勢を求める声が高まり、そして1971年6月に沖縄が日本に返還されると、中華民国政府の姿勢は強硬になっていく。6月11日、蔣介石自身も策定に加わった「中華民國外交部關於琉球群島與釣魚臺列嶼問題的聲明」を外交部が発表した。ここでは「釣魚台列嶼」が「台湾省に附属しており、中華民国の領土の一部分」であり、「歴史、地理、使用、法理などの理由で、それが中華民国の領土」だと述べたのだった。中華人民共和国が『人民日報』に声明を発したのが1971年12月、そして中華民国外交部は1972年5月にも再度声明を発したのだった。

このようにして、尖閣諸島問題は「領土問題」となっていった。以後、日本から見れば中華民国にかわって、中華人民共和国が相手になり、日中国交正常化交渉、日中平和友好条約の交渉過程で一定のやりとりがあったことが知られている。だが、この問題は上記のような経緯により、日本と中華民国の間でまず形成されたこと、またその土台の上に以後の問題が展開したことを見えておくべきであろう。

政策研究

新たなエネルギー 社会への移行 —欧州での省エネ・再生可能 エネルギー普及への取組み—

主任研究員

清水幹彦

はじめに

日本のエネルギー政策に関し、安倍総理は2013年2月28日、施政方針演説で「省エネエネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進める」と述べた。

本稿では、低炭素社会の実現に向けて省エネ促進と再生可能エネルギー普及に努め、新たなエネルギー社会へと積極的に政策的誘導を行うEU(欧州連合)および加盟国の取組みを考察する。

1.導入が進む欧州の再生可能エネルギー

新たなエネルギー社会に向けて、再生可能エネルギーへの期待は高い。水力を除く再生可能エネルギーによる発電量が総発電量に占める割合^{*1}は、2010年では日本は2.7%であった。一方、欧州では8.6%、さらにドイツでは13.4%にも達し、再生可能エネルギーの導入は拡大している。

欧州での再生可能エネルギーは着実に増えているが、1990年では日本が欧州を上回っていた。石油代替政策により、1980年以降、わが国の再生可能エネルギーによる発電量は増加し、1990年にはドイツの0.31%、欧州の0.75%を上回る1.36%に達した(図1参照)。



しかし、90年代後半には、ドイツと欧州の再生可能エネルギーによる発電量は日本を上回り、2011年(推計値)には日本の28%に対してドイツは16.7%と大幅に増えた。欧州では再生可能エネルギー普及に向け、どのような取組が行われているのであろうか。導入拡大の要因を探るために、EUの再生可能エネルギー普及に向けた政策枠組みを概観してみたい。

2.再生可能エネルギーの普及とEU指令

EUの活動は、条約に定められた目的に沿って法に則り行われている。再生可能エネルギーの普及にあたっては「指令(directive)^{*2}」が出されている。

1つめの指令は、「再生可能エネルギー電力促進指令(2001/77/EC)」で、電力消費に占める再生可能エネルギー発電の割合を2010年までに21%に引き上げることを目標とした。2つめの指令は、「バイオ燃料指令(2003/30/EC)」で、販売される輸送用燃料の5.75%を2010年末までにバイオ燃料とすることを目標とした。

これらの指令は、2010年末に目標期間が終了するため、新たに「再生可能エネルギー促進指令(2009/28/EC)」が2009年に策定された。同指令は、2007年3月のEU首脳会議で合意された欧州エネルギー政策(Energy Policy for Europe)における目標を達成するための方法論である「気候変動・再生可能エネルギー政策パッケージ」(2009年4月法令化)に含まれる。

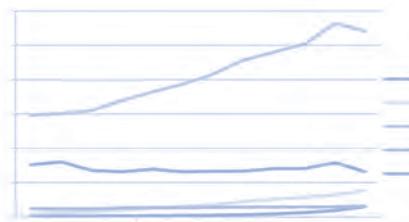
なお、欧州エネルギー政策は、1) EU27ヶ国の温室効果ガス(GHG)排出量を20年までに90年比で20%削減する、2) 最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー(風力、水力、太陽エネルギー、バイオマス)の割合を20年までに20%に引き上げるという野心的な目標を掲げている。

3.EUの再生可能エネルギー、

バイオマスと廃棄物由来が中心

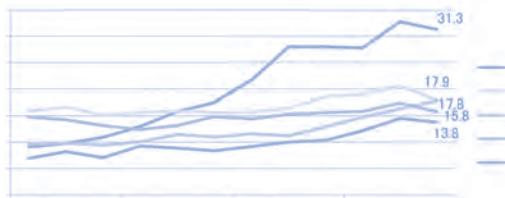
EU統計局によれば、再生可能エネルギーのうちバイオマスおよび廃棄物由来のエネルギー生産が最も多く、2011年では1億800万石油換算トンに及ぶ(図2参照)。なかでも、木材燃料および木材廃棄物を利用したエネルギー生産が多く、これらはEUにおける中心的な再生可能エネルギーとなっている。

一方、再生可能エネルギーとして期待される風力と太陽光については、風力エネルギーは2005年に地熱を上回り、その後、着実に増加を続け2011年に1,500万石油換算トンに達した。太陽光エネルギーは、2000年以降漸増しているものの、2011年に地熱エネルギーの620万石油換算トンに迫る600万石油換算トンに達したところである。



次に、主要加盟国について再生可能エネルギーの生産量をみると、ドイツが3,100万石油換算トンと最も多い(図3参照)。ドイツは、2000年ではフランス、スウェーデン、イタリアに続く第4位の生産量であったが、2005年にフランスを抜き再生可能エネルギーの生産を増やしてきた。

なお、スウェーデンは、これら上位5ヶ国の中で最もエネルギー消費量が少ないにもかかわらず、再生可能エネルギーによるエネルギー生産はドイツ、フランス、イタリアに続く第4位に入る。



4.省エネ・再生可能エネルギー分野への積極投資

EUが欧州エネルギー政策で2020年に設定している目標を達成するためには、1兆ユーロ以上の投資が必要と見積もられている。一方、再生可能エネルギー普及に向かうEUによる資金援助は、2007～09年までの3年間で合計98億ユーロ程度とされる。

その多くは欧州投資銀行(EBI)による融資とされるが、そのほかにも欧州経済回復計画(EERP)、欧州戦略エネルギー技術計画(SET PLAN)、欧州復興開発銀行(EBRD)が投融資を行っている。

例えば、米国のサブプライムローンに端を発する金融危機への対応として実施された欧州経済回復計画(2008年11月)では、EUの長期的な競争力強化を目的に投資が行われた。投資先として、1)雇用創出と省エネをもたらすエネルギー分野、2)将来の低炭素社会における建設や自動車産業などのクリーン技術分野、3)効率とイノベーションを促すインフラおよびエネルギーなどの相互接続分野を提示している。

EUは、経済危機対策においても環境対応製品や関連サービスの普及に取組み、環境産業の育成に努めてきた。EUでは、民間企業による投資を促し、経済活性化と雇用創出を実現しながら、新たなエネルギー社会への移行を目指している。

5.政策主導による低炭素関連市場の創出

低炭素社会を目指すEUの取組みにおける日本への含意は何であろうか。まず、第一に、「明確な目的と数値目標の設定」を挙げることができる。EUは、エネルギー安全保障、気候変動対策、国際競争力強化という3つの目的を明確に示し、2020年までに全エネルギー消費における再生可能エネルギーの割合を20%に引き上げるという数値目標を掲げている。

第二に、「数値目標を実現するための共通ルールの導入」を指摘できる。EUは、数値目標を達成するために、再生可能エネルギー促進指令(2009/28/EC)により、加盟国に対して国別目標とその実現手段に関する共通ルール等を定めている。

第三は、数値目標の達成に向けた、「継続的取組み、および実現手段の評価・改善」である。EUは、再生可能エネルギー導入促進への取組みを継続的に実施し、その目的、数値目標、および実現手段等をその時々のEUを取り巻く環境に合わせて見直している。

最後に、「政策主導による新市場の創出」を指摘したい。EUは、予算を投入するにあたり、新たなビジネス機会が創出され、民間企業の投資が活発化し、ひいては経済活性化と雇用創出につながるよう、政策主導による新市場の創出を目指している。

EUでの取組みをわが国にそのまま導入することは難しく、また適切ではないであろう。しかし、EUおよび加盟国は、低炭素社会に向け世界に先駆けて、省エネ促進や再生可能エネルギー普及に取り組んできた。壮大な実験ともいえるその取組みから学ぶことは数多がある。

*1 IEAの統計「再生可能エネルギーによる発電量(%)」には水力が含まれるため、同統計から「水力からの発電量(%)」を差し引いて計算した。

*2 指令は結果のみを拘束し、達成するための手段と方法は構成国に任せられる。EU加盟国で既に法制定がなされている場合には、既存の国内法を活かすことができる。

政策研究

サイバー戦争の危機: 攻撃の実態と防御

政策研究大学院大学客員研究員
米国ブルッキングス研究所招聘客員研究員
主任研究員

大澤 淳

1.現実となった韓国へのサイバー戦争

今年3月20日午後2時、韓国の報道機関や金融機関で、社内インフラネットにつながるサーバーやコンピューターが一斉にダウンした。新韓銀行では、金融取引用のシステムに障害が発生し、支店の窓口業務、ATM、インターネットバンキングが約2時間に渡って停止した。KBS(韓国放送公社)では社内ネットワークが停止した為、報道資料の作成に支障が生じ、MBC(韓国文化放送)では記事の作成や映像の社内配信が困難となった。

事件の原因となったのは各企業の社内ネットワークに広がったマルウェアで、このマルウェアがPCのハードディスクのマスターブートコードを破壊した上で、ハードディスクを特定の文字列で埋め尽くし、PCやサーバーを動作不能にしていった。最終的に4万8千台あまりのPCが犠牲となった。

4月10日、韓国政府合同調査チームは、3月に発生した事件が、北朝鮮工作機関の偵察総局が周到に準備をした上で実行した、サイバーテロであるという中間調査報告を発表した(北朝鮮は否定している)。

この3月の韓国へのサイバー攻撃は、朝鮮半島が安全保障の面で緊張し、南北が対立を深める中で発生した事件である。北朝鮮は、昨年12月の人工衛星と称するミサイル実験に続いて、2月に第3回目の核実験を行なった。これに対して、国連安全保障理事会は北朝鮮に対する制裁決議(安保理決議2094)を全会一致で採択している。この制裁決議は、従来中国の反対で要請にとどめていた金融制裁や貨物検査を加盟各国に義務づける厳しいものであり、これに対して北朝鮮は非常に激しく反発し、3月8日に朝鮮戦争の休戦協定を白紙化すると宣言し、朝鮮半島に緊張が奔っていた。そのような最中に、今回のサイバー攻撃が発生したのである。

2.世界に広がるサイバー戦争のリスク

近年、国際安全保障上の危機が、サイバー上でのホットな戦いに発展する事例が増加している。国際安全保障のつばぜり合いが、サイバー上でのホットな戦いとして浮上してきているのが、ここ直近5年のサイバー戦争の実情である。実際に、2007年にはエストニア、2008年にはグルジア、2009年には韓国と米国、2010年にはイラン、2012年にはサウジアラビアとカタールにおいて、社会インフラ/企業ネットワークを狙った大規模なサイバー攻撃が発生している。今年に入って発生した韓国の事例は、その典型的な例であった。

韓国において攻撃に使われたこのマルウェアは、システムに最初に感染する先兵の「ドロッパー」とPCを破壊する本隊の「ワイパー」という二つのモジュールから構成されていた。時限攻撃プログラムも内蔵しているこのマルウェアは、2012年8月にサウジアラビアの国営石油会社サウジアラムコとカタールの国営エネルギー会社ラスガスを攻撃したマルウェア「Shamoon」に非常に良く似た攻撃パターンを持っていた。「Shamoon」による攻撃では、原油生産プラントは攻撃を逃れたものの、社内のコンピューター3万台が感染し、データーが破壊され、ウェブサイトも数週間に渡り閉鎖された。

昨年の湾岸エネルギー企業へのサイバー攻撃は、イランによるものと分析されており、2010年にイランのウラン濃縮施設の遠心分離機が「Stuxnet」と名付けられたマルウェアで破壊されたことに対する、米国やイスラエルへの報復と見られている。このように、サイバー戦争はもはやSFやハリウッド映画の世界だけでなく、実際の国際政治における紛争の代替手段としての役割を担うようになってきている。

3.我が国に迫るサイバー戦争の危機

幸いわが国では社会インフラを停止させるような大規模なサイバー攻撃は発生していないが、沖縄県の尖閣諸島を巡る日中対立が激化する中で、中国のハッカーからウェブサーバー等への攻撃が増加しており、サイバー攻撃のリスクと隣り合わせの危険な状態にある。今後わが国を取り巻く国際安全保障環境が厳しくなれば、韓国のようなサイバー戦争は対岸の火事ではなくなる。また、サイバー戦争のもう一つの側面であるサイバー諜報戦は、既にわが国に対して行われてきており、ますます激しさを増している。

政府へのサイバー攻撃が報道されたのは、2011年1月21日のNHKの報道「経済産業省にサイバー攻撃」が皮切りであった。同年9月には、読売新聞が防衛産業へのサイバー攻撃を報じた。2011年は、我が国政府機関へのサイバー攻撃が相次いで明らかになった年であり、10月には、衆議院のコンピュータ・ネットワークへの攻撃が報道され、サーバー等数十台が攻撃によって感染させられたことが判明した。このような政府機関を狙った標的型攻撃は、すでに2007年頃より行われ

ていたと見られるが、2011年になってようやく被害の様子が報道され、広く世間に知られるようになった。

4.激化する米中のサイバー情報戦争

米中の間では、長年にわたってサイバー空間において、情報戦争が行なわれてきた。中国から米国に対する最初のサイバー攻撃は、今から15年前までさかのぼることが出来る。コソボ紛争中の1999年に、米軍はセルビア共和国にある中国大使館を誤爆した。これに対して、中国からホワイトハウスのウェブサイトにたいしてサイバー攻撃が仕掛けられたのが、始まりである。

米中間では、主に安全保障上の問題に伴って、サイバー攻撃が行なわれたと言われてきたが、2013年に入り、中国側から民間企業の情報資産を狙った大規模な攻撃が行なわれていることが、明らかになった。

2013年1月30日、米ニューヨーク・タイムズ(NYT)紙は、中国から同社のコンピュータ・ネットワークに4ヶ月に渡って攻撃があり、すべての従業員のパスワードが流出したと同紙上で発表した。

攻撃を分析したセキュリティ会社Mandiantによれば、攻撃の手法は過去に中国人民解放軍が関与していた手法と同様であり、様々な状況証拠から、中国政府がかかわったサイバー攻撃であったと結論付けている。

このNYT紙の報道以後、報道各社、IT企業が中国からの攻撃を受けた事を一斉に発表している。1月31日ウォールストリート・ジャーナル紙、2月1日ワシントンポスト紙、Twitter社、2月15日Facebook、2月19日Apple社。2月22日にはついにマイクロソフト社までもが、不正侵入被害を発表した。また、2月21日にワシントンポスト紙は、政府機関、報道機関、研究機関(シンクタンク)などワシントンのほぼすべての組織が中国からハッカー攻撃を受けていると報道している。

これらの一連の報道を受けて、米国政府はサイバー攻撃に対する対策を急速に進める一方、中国に対する警戒感をあらわにしている。2月12日にオバマ大統領は一般教書演説でサイバー攻撃に対する危機感をあらわにし、一般教書演説に先立って、サイバー脅威に関する機密情報を民間企業と政府の間で共有し、重要なインフラを防護する、サイバー・セキュリティ強化に関する大統領令に署名を行なった。

このような中国から米国に対するサイバー攻撃は、国家間の安全保障上の問題に発展しつつあり、7月上旬に行われた米中首脳会談でも、主要な議題として取り上げられている。米国では、大規模なサイバー攻撃の兆候に対して、サイバー兵器による先制攻撃を大統領が認めるサイバー交戦規定(ROE)が策定されつつある。わが国においても、サイバー危機に対応するため、米国のように攻撃元に逆侵入し、相手方の特定や反撃を行う「自衛的なサイバー反撃」の容認を早急に考える必要がある。

政策研究

日本の製造業のゆくえ “Made in Japanへの こだわりで 勝ちぬけるのか?”

主任研究員
国分克悦

1.はじめに

ここ数年、「加工貿易立国、日本」を支えてきた製造業の代表格である、電機産業において、半導体での台湾メーカー、太陽光電池では中国メーカー、液晶テレビや携帯電話での韓国のサムスンへの敗北が、大きく報道されている。

また、自動車産業においても、リーマンショック、東日本大震災、タイの大洪水等による販売台数の大幅減少に加えて、米国市場における、トヨタの“プリウス”のブレーキ問題に端を発して、日本製(=Made in Japan)に対する評価の揺らぎが気になる。

最近、「ものづくり日本」の復権に対して、否定的な論調が見られるが、“本当にそうなのか?”という問題意識の下、これまでの日本企業の海外市場での敗退の原因から、日本の製造業の今後の方向性について述べる。

2.日本の製造業の現状

(電機産業と自動車産業)

電機大手8社の2013年3月期決算については、シャープを除く7社が営業利益の黒字を計上しており、7社合計で1.4兆円となっている。しかし、サムスン電子の2012年度通期は、2.4兆円の営業黒字と、遠く及ばないのが実情である。

各社の業績を比較すると、重電や産業機器に強みを持つ総合電機メーカー(日立、東芝、三菱)は健闘しているものの、家電メーカー(パナソニック、シャープ、ソニー)は、3社でここ2年連続して、1兆円を超える最終損失となっている。

一方、自動車各社は、2008年のリーマン・ショック以降、

業績は振るわなかったが、2013年3月期決算では、円安の影響で業績が急回復しており、2014年3月期決算は、販売台数の回復に為替の追い風が吹けば、過去最高益を更新する企業が増えると予想されている。業績は回復基調であるが、日本市場の中長期的な漸減傾向に伴い、生産規模維持のために外需依存は避けられず、輸出の際の為替の影響を最小限にするためにも、工場の消費地立地は避けられない。また、プリウス問題等で勢いを失った米国向け販売は回復途上であることに加えて、最大市場である中国において、外国勢ではVW等のドイツ勢に次ぐ位置付である等、世界マーケットにおける足場が固まっていないこと等の課題がある。

3.日本メーカー敗退の理由

電機産業については、製品のアナログ方式からデジタル方式への変化に伴う生産設備構造の大変革があった。

テレビを例に挙げると、ブラウン管テレビからフラットパネルテレビへの移行のように、フラットパネルに組み込まれた半導体によって画質をコントロールするため、擦り合わせ技術を要しなくなり、技術的な参入障壁が下がり、クリーンルームや製造装置をはじめとする生産設備を大規模に準備できる資金調達力を持つ企業が規模のメリットを享受できる可能性が出てきた。

デジタル化が進むにつれ、フラットパネルテレビの技術的な特徴を上手く取り入れたのが、ファウンドリー(半導体受託製造会社=台湾のTSMC等)とEMS(Electronics Manufacturing Service 電子機器の組み立て専門会社=台湾の鴻海ホンハイ等)であり、これによって電機産業は、“垂直統合型”から“水平分業型”的なものづくりに移行していくこととなった。

アップルは、このデジタル化の流れを上手く活用し、自社では生産設備を保有せずに、製品の設計・開発や宣伝・販売といった得意分野に経営資源を集中させるビジネスモデルを確立した。その結果、iPod、iPad、iPhoneなどの革新的な製品の開発・販売も手伝い、デジタル家電の一大メーカーに成長してきている。

また、サムスンは、確立された技術について圧倒的な資金調達力で大規模な設備投資を行い、競合他社に対して投資のタイミングで優位なポジションを確立するという戦い方である。総合家電メーカーであり、また、電子部品メーカーとして、海外の主要電機メーカーへの価格競争力のある部品供

給も行っている。しかしながら、日本メーカーが得意であつた新規技術の開発や、他社が量産に成功していないデバイスを量産するといったことは、やつたことがない。

日本メーカーは、ファウンドリーやEMSを活用する「ものづくりアーキテクチャー」の変化についていくことができなかつた。“垂直統合型”という過去の成功体験にこだわり過ぎて、ものづくりの流れを読み間違えたといえる。シャープが液晶テレビを開発した企業であるにもかかわらず、この潮流に乗れなかつたことは残念な結果である。

このように大きな市場の潮流を見過ごし、瑣末な国内競争に明け暮れたことも経営陣のインテリジェンス不足によるものと思われ、決して技術力の低下やものづくりの質は落ちてはいないと考える。

自動車産業でも同じような流れが起きつつある。現在、販売量で世界第一位のフォルクスワーゲンは、自動車の共通モジュール（大きな塊での共通部品）活用を盛んに行い、本来、特殊な設計部品の“擦り合せ”を必要とする自動車生産を、大きな部品の組み立て品という単純な競争に持ち込もうとしているようである。今後の舵取りは重要である。

4.リバース・イノベーション/ エミュレーションモデル を活用した日本のメーカーの 今後の方向性

“「リバース・イノベーション」とは、途上国で最初に生まれたイノベーションを先進国に逆流させるという、従来とは全く逆のコンセプトである。”とゴビングラジヤン氏は説明する。また、“産業技術の模倣プロセスは、ただまねるだけではなく、まねた後に必ずまねられた国以上の突出を生み出している。これは、単なる複製を作るイミテーションとは区別して、「不純複製」を作る「エミュレーション（競争的模倣）」である。”「日本の勢い」の中で薬師寺氏は、“日本は、今一度「坂の上の雲」の時代の明るさ、オプチミズム、ひたむきさを持って、良いと思われるものは、それがたとえ発展途上国であっても取り入れることが、現状の閉塞感から脱却することに繋がる”と説く。

これまでの日本メーカーの海外輸出戦略は、“グローバリゼーション”と呼ばれ、自国向けの製品を輸出国の仕様を加えたり変更したりして市場を開拓してきている。一方で、リバース・イノベーションモデルでは、進出する国の経営者、技術者、労働者を活用して、それぞれの国の事情に合った製品

を、設計・製造・販売していくことで、これまで途上国におけるノキアの限定機能で格安な携帯電話、電力供給が不安定な新興国における電池式の携帯型心電計等、その市場のニーズやウォンツを受け止め、製品を開発・製造・販売することで大成功をおさめ、延いては、その技術が先進国にも還流していったという具体的な事例でその有効性が証明されている。

この考え方を応用すれば、上述の様な日本企業の弱点を踏まながら、技術力やひたむきで優秀な従業員といった日本メーカーの強みを生かしつつ、市場において勝ち抜いていける方策があると思われる。

具体的には、先ず、強みである技術と従業員を知的財産の運用方法や労働条件を見直し、海外への流出を防ぎ、生かすことができるものは、制度を変更して、特許収入を得たり、日本企業内にて活用できる体制を整えるべきであろう。

次に企業経営にあたっては、現在、トヨタ自動車が志向しているように、トヨタ製品の付加価値（擦り合わせ技術を要する新技術・製品）に価値を見出している顧客には、製品の開発からアフターサービスまで他社が追随できないような製品とサービスを提供し続け、一方、新興国のような先進国とは価値観もニーズも全く異なる市場に向けては、全く新しい発想で、経営を分離した新会社を設立し、現地の人をフル活用して設計から製造・販売までを構築していく。

それが延いては、お互いにクロスオーバーして製品や技術が両市場を行き来するような柔軟な組織運営を目指していく。

その際、本社は、GNI（国民総所得）の考え方から、新しい事業は、業績よりも成長性で評価していく。

5.おわりに

日本人としての誇りは、先人達が戦後の復興から立ち直り、世界第2位の経済大国となったことと、世界中から評価される日本製品の数々であった。

しかしながら、目まぐるしく変化する世界の中で、日本型の経営に制度疲労が生じて来たことから、今回扱ったように電機産業での優位を中国・韓国・台湾の企業に奪取されたのである。

今一度、“坂の上の雲”的頃のように初心に立ち戻り、守るべきものは守りつつ、他国に学び、創業の気持ちで経営を見直し、日本のものづくり復活を期していただきたい。

そして、再び各国の主要都市の夜空に、日本企業のネオンサインが燐然と輝いて欲しいものである。

研究所ニュース

第9回 中曾根康弘賞 授賞式

6月25日、ザ・キャピトルホテル東急にて、第9回中曾根康弘賞授賞式が開催され、3名の方々が授賞された。受賞者と授賞理由は以下のとおり。

奨励賞

中井隆陽(なかい・たかよ) 氏
国籍:日本 所属:医療通訳研究会(MEDINT)看護部会、医療法人瑞穂会AYクリニック 看護師

授賞理由:医療看護分野の国際協力ボランティアに積極的に取り組み、青年海外協力隊の一員としてコートジボアール、マダガスカルで看護活動に従事し、国際緊急援助隊や特定非営利活動法人災害人道医療支援会(HuMA)等の登録看護師として参加してパキスタン、ハイチの大地震、フィリピン、パキスタン、タイの水害による被災者の緊急支援に取り組んできた。現地では設備や物資が不足するという厳しい状況の中で、現地の医療事情、風土、文化を理解し、現地の人に寄り添う看護を行ってきた。また、国内では、医療通訳研究会看護部会を看護師仲間とともに結成し、言葉や文化の異なる在留外国人の看護の理解を深める講座を開催し、看護師の人材育成に貢献している。このような国際的な支援活動は称賛に値する。

奨励賞

道下徳成(みちした・なるしげ) 氏

国籍:日本 所属:政策研究大学院大学准教授

授賞理由:近年の中国の急速な台頭や北朝鮮情勢の不透明化に伴い、東アジアの戦略環境が大きく動搖している。そのような中、安全保障分野の研究者として国内外のメディアや学界で、日本の防衛政策や朝鮮半島情勢などの積極的な情報発信を行っている。とくに、日本の安全保障政策に関する理解が必ずしも十分とは言えない海外メディアで解説記事を連載し、またインタビューに頻繁に応じて日本から見解を示し続けていることは、日本の国益に資するものである。日本の安全保障政策に関する実務と学問を熟知し、欧米の政策コミュニティにも幅広いネットワークを有する数少ない専門家であり、国際関係における平和と安全の確保に寄与している。今後の活躍が大いに期待される。

ダイアン吉日(だいあん・きちじつ) 氏

国籍:英国 職業:英語落語家

授賞理由:古典落語から創作落語まで、英語と関西弁をまじえたユニークあふれる落語により、日本人だけでなく外国人をも魅了し、日本の伝統文



化の素晴らしさを伝える活動に取り組んでいる。米国や英国など海外公演では英語落語を通じて日本人の生活や感情を外国人に伝えている。一方で、新作落語「ワンダフル・ジャパン」では、来日した外国人が体験する驚きや出来事を落語にして、外国人の気持ちを日本人に伝えている。英語と関西弁をまじえた落語は英語を学び始めた日本人にも英語の勉強になる。茶道、華道、着物にも精通し、日本人以上に日本の伝統文化を熟知していると言っても過言ではない。日本人が忘却かけている日本の伝統文化をよなく愛し、私たち日本人にその良さを思い出させるとともに、日本と海外の文化の懸け橋となる国際的な活動を高く評価する。

授賞式では、中曾根康弘会長が挨拶を行い、幅広い各分野で活躍されている受賞者3名の方々へのお祝いの言葉とともに、受賞が少しでも励みとなり、今後の更なるご活躍に期待したいと述べた。続いて、選考委員長の北岡研究本部長から選考経過と授賞理由を説明した後、会長より受賞者に対して記念盾を授与した。

受賞者の中井氏、道下氏からはスピーチ、ダイアン吉日氏からは落語の披露を行っていた。

中井氏は、「阪神淡路大地震での体験をきっかけに、人の役に立ちたいという思いを強くし、災害医療ボランティア活動の海外派遣で、過酷な状況に直面しながらも、現地の人々の生命のエネルギーに圧倒され、国による文化や考え方の違いを理解することにより、お互いに心を寄せ合うことが大切である」と述べられた。

道下氏は、「海外メディアとのインタビューで、相手に自分のメッセージが伝わるのは5割程度で、残りは思ったとおりに伝わっていない。さらに研鑽を重ねてプレゼンテーション能力を向上させていきたい。高校時代に国際関係の勉強を志すようになったのは、中曾根先生の存在があったからであり、今も生きている。大学では中国人の学生も多く、日中関係を講義するのは容易でないが、中国人の学生に悲しい思いをさせるわけにいかず、相手の立場を理解し、愛情を持つことが重要である」と述べられた。

ダイアン吉日氏には、英語落語「ワンダフル・ジャパン」を披露していただいた。日本に初めて来た英国人青年が大阪の街を歩いて驚きの連続を体験する話をわかりやすいテンポのよい落語で披露していただき、会場は笑いの渦に包まれた。

授賞式に引き続き、レセプションが開催され、受賞者ご家族や関係者、支援企業、賞の運営委員・選考委員など関係者にご出席いただき、受賞者3名の方々を祝福し、懇談が行われた。

日米中ハイレベル トラック1.5対話

世界平和研究所は、平成25年度外務省外交・安全保障調査研究事業費補助金事業「わが国周辺国との海洋外交に向けた対話メカニズムの構築および研究」の一環として、2013年6月28日-29日の両日、中国北京において、当研究所(IIPS)、米国平和研究所(USIP)、中国現代国際関係研究院(CICIR)の共催で、「第2回日米中ハイレベル トラック1.5対話(2nd U.S.-CHINA-JAPAN TRACK 1.5 DIALOGUE ON RISK REDUCTION & CRISIS PREVENTION)」と題する国際会議(非公開会合)を開催した。

本会議は、日米中三ヶ国間において不測の事態を招きかねない政治・経済・安全保障上の諸問題についての相互理解を促進/醸成し、北東アジアにおける衝突防止およびリスク低減の強化をはかることを目的としている。第2回会合では東シナ海における緊張の増大を念頭に、海洋における偶発的衝突予防を主なテーマに2日間にわたって真剣な議論が行われた。当研究所から谷内正太郎副理事長が、USIPからJim Marshall新理事長が、CICIRから季新院長がそれぞれ出席し、米国のハドリー元安全保障担当大統領補佐官はじめ、日米中三か国の外交・防衛当局者の参加も得て、率直かつ活発な討論が行われた。

研究所ニュース

日韓対話

世界平和研究所は、平成25年度外務省外交・安全保障調査研究事業費補助金事業「わが国周辺国との海洋外交に向けた対話メカニズムの構築および研究」の一環として、2013年7月5日、当研究所大会議室において、「日韓対話：日韓の対中認識と戦略（Japan-Korea

Dialogue "Korea and Japan's China Perception and Strategy")」と題する国際対話を開催した。当研究所からは北岡研究本部長以下4名が出席し、韓国はパク・チョルヒソウル大学教授他4名が参加し、中国の台頭に対して、日韓両国がどのように認識し、どう対応しようとしているのかについて、活発な議論が行われた。

第8回北東アジア三ヵ国官民対話(8th TDNA)

世界平和研究所は、平成25年度外務省外交・安全保障調査研究事業費補助金および日本財團の助成を受け、2013年7月16日-17日の両日、米国ワシントンのUSIP会議場において、当研究所(IIPS)、米国平和研究所(USIP)、韓国国立外交院外交安保研究所(IFANS)の共催で、「第8回北東アジア三ヵ国対話：日米韓トラック1.5会議(8th TRILATERAL DIALOGUE IN NORTHEAST ASIA (TDNA))」



と題する国際会議を開催した。

本会議は、国際情勢、外交、安全保障等の幅広い分野について、日米韓三ヵ国が対話を深めることを目的として、2008年から開催されており、今回のワシントンでの会合は8回目となる。16日から17日午前中にかけて開催さ

れた非公開会合では、日米韓各国の外務・防衛の政府関係者および経験者・専門家など約40名が参加し、米国のアジア太平洋回帰に対する日

韓両国の見方、北朝鮮に対する抑止と交渉のバランスのあり方、台頭する中国への関与と日米韓協力のあり方、を議題として、真摯かつ率直な意見交換が行われた。

それに続いて17日午後には、「厳しさを増す情勢下での日米韓協力」をテーマに公開シンポジウム(司会:John Park USIP東アジア担当研究顧問)が開催された。シンポジウムでは、ステファン・ハドリー元安全保障担当大統領補佐官(前ブッシュ政権)、千英宇元韓国大統領府外交安保首席秘書官(前李明博政権)、宮家邦彦キャノングローバル研究所研究主幹の各氏をパネリスト(発表順)として活発な議論が行われた。



本公開シンポジウムの模様は、NHK、テレビ朝日、韓国朝鮮日報、韓国聯合ニュースなどで報道された。

【人 事】

- 日本銀行から出向の吉岡孝明氏が日本銀行大阪支店に転出(6月14日付)
- 財務省から出向の和佐健介氏が財務省大臣官房総合政策課国際経済室長兼ねて財務省総合政策研究所国際交流室長に就任(6月28日付)
- 株NTT東日本から出向の新山康夫氏が株NTT東日本一神奈川一川崎営業支店営業推進担当部長に就任(7月1日付)
- 日本政策投資銀行より和田肇氏が着任(6月1日付)
- 日本銀行より藤江泰郎氏が着任(6月14日付)
- 財務省より北浦修敏氏が着任(6月28日付)
- NTT東日本より雨宮寛二氏が着任(7月1日付)

研究所会議テーマ一覧

- ◆新たなエネルギー社会への移行—欧州での省エネ・再生可能エネルギー普及への取り組み— 清水幹彦(主任研究員)
- ◆WBCとネット選挙とサイバーテロリズム一言 井出智明(主任研究員)
- ◆世界金融危機後のドル 和佐健介(主任研究員)
- ◆ポスト・ベトナム期における米海軍特殊戦部隊 由井暁生(研修員)
- ◆人間本性に基づく政治・社会の構築に向けて 藤 和彦(主任研究員)
- ◆サイバー戦争の危機:攻撃の実態と防御 大澤 淳(主任研究員)
- ◆尖閣諸島をめぐる言説と歴史 川島 真(席研究員)
- ◆Prof. Nyeの新著(2013)について 小堀深三(特任研究顧問)
- ◆日本の製造業の行方 国分克悦(主任研究員)
- ◆日本の少子化と地域 市川恭子(主任研究員)

※詳細はホームページをご参照ください。 <http://www.iips.org/j-page441.html>



第10回中曾根康弘賞 募集のお知らせ

募集期間 平成25年7月1日～平成26年1月31日

詳しくは、ホームページ <http://www.iips.org>をご参照ください。
多数のご応募をお待ちしております。